

射水市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏野元志

射水市条例第26号

射水市議会委員会条例の一部を改正する条例

射水市議会委員会条例（平成17年射水市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「福祉保健部」の次に「、こども家庭部」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。